

平成 29 年度自動車エコ事業所の認定について

1 自動車エコ事業所

(1) 認定制度の目的

「あいち自動車環境戦略 2020」に掲げる施策に積極的に取り組む事業所を『自動車エコ事業所』として認定し、その事業所の実施する取組を通じて自動車環境の改善を図り、もって県民が安心して快適に生活できる自動車環境の実現を図ることを目的とする。

(2) 認定基準

自動車エコ事業所認定制度実施要綱第 2 に規定する認定基準は以下のとおり。

認定基準（自動車エコ事業所認定制度実施要綱第 2 別表（抜粋））

認定基準は、次表に掲げる各取組に対する戦略推進点の合計が 4 点以上とする。

取組	戦略推進点	
エコカー導入	エコカー割合 4 割以上	1
	エコカー台数 10 台以上かつ エコカー割合 6 割以上	2
	エコカー台数 10 台以上かつ エコカー割合 9 割以上	3
公共交通機関の利用促進等	主たる通勤方法が公共交通機関（送迎用バスを含む。）、自転車又は徒歩である従業員割合 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から 1km 以内の事業所 概ね 10 割 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から 2km 以内の事業所 7 割以上 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から 2km 超の事業所 5 割以上	1
エコドライブシステム導入	アイドリング・ストップ装置など、エコドライブを推進する装置付きの自動車の割合 5 割以上	1
グリーン配送制度導入	導入及び実施	1

取組	戦略推進点	
パーク・アンド・ライド用、EV・PHV対応型駐車場の提供	1～5台	1
	6～10台	2
	11台以上	3
サイクル・アンド・ライド用、レンタサイクル用駐輪場の提供	1～10台	1
	11～20台	2
	21台以上	3
一般開放されたEV・PHV用充電設備の設置	1基	1
	2基	2
	3基以上	3
従業員向けEV・PHV用充電設備の設置	1～9基	1
	10～29基	2
	30基以上	3
EV・PHVタクシー、EV・PHVカーシェアリングの導入	1台	1
	2台	2
	3台以上	3
CNG（天然ガス）自動車やFCV（燃料電池自動車）等用の充填設備の設置	1基	1
	2基	2
	3基以上	3
再生可能エネルギーの活用	太陽光発電設備の導入	1
	EMS（エネルギーマネジメントシステム）の導入	1
	ソーラーカーポートなど、再生可能エネルギーの活用に資する取組	1
非常用電源設備としての蓄電池（再生品を含む。）の設置	1基	1
	2基	2
	3基以上	3
非常用電源設備としての充給電設備の設置	1基	1
	2基	2
	3基以上	3
燃料電池自動車や燃料電池バス、燃料電池フォークリフトの導入	導入	1～3
上記以外の取組（物流事業所の共同輸配送への取組など）	自動車環境の改善に大きく貢献している状況について、個別審査し評価する。	1～3

備考1 エコカーとは、戦略に規定する次世代自動車等先進エコカーのことをいう。

2 グリーン配送とは、購入した物品をエコカー等環境への負荷の少ない自動車を使用して納入させることをいう。

3 駐車場・駐輪場の提供の場合は、原則として無償提供している事業所を対象とする。

「自動車エコ事業所認定制度に係る事務取扱要領」の別紙3「認定基準の各取組毎の審査方針」の運用について

取組	審査方針の運用	戦略推進点	
上記以外の取組	・物流事業所の共同輸配送への取組	実施	1
(物流事業所の共同輸配送への取組など)	・エコドライブ研修会	以下のすべての要件を満たす。 ・概ね1年に1回以上実体験研修開催 ・全従業員の5割以上受講済み ・JAF、交通エコロジー・モビリティ財団等公的機関の認定を受けたマニュアル及び講師により実施	1
	・グリーン物流事業者に登録し、グリーン物流に係る取組を実施	登録及び実施	1
	・ISO14001の認証取得	取得	1
	・交通エコロジー・モビリティ財団のグリーン経営の認証登録	登録	1
	・その他自動車環境の改善に役立つ認証制度の取得等	取得等	1
	・上記以外の自動車環境の改善に大きく貢献する取組	個別に検討	1

(備考) 平成21年10月16日制定

平成23年8月17日改定

2 平成29年度の認定

(1) 平成29年度の申請・審査・認定の経緯

- ・ 7月12日(水) 県政記者クラブ発表(自動車エコ事業所の募集)
- ・ 7月12日(水)～9月29日(金)
自動車エコ事業所 認定申請受付
- ・ 10月10日(火)～10月31日(水)
あいち自動車環境戦略会議審査部会による審査
(文書協議)
- ・ 11月17日(金) あいち自動車環境戦略会議総合調整会議による認定(予定)
- ・ 12月19日(火) あいち低炭素社会づくりフォーラムにおいて
認定証交付(予定)

(2) 平成29年度審査部会の審査結果

申請のあった3事業所は、認定基準に適合している。

(詳細は次項のとおり)

3 「自動車エコ事業所」 審査資料

整理番号	1		2		3		
事業所の名称	(株)鈴木商館 豊田事業所		名古屋トヨペット(株) 檀溪通店		名古屋トヨペット(株) 名東店		
事業所の所在地	豊田市花本町井前 129-2		名古屋市昭和区檀溪通 2-23		名古屋市名東区高間町 216		
事業所の代表者	事業所長 山本 哲也		店長 山下 奉博		店長 良雪 正保		
業種	高圧ガス設備製造業		自動車販売業		自動車販売業		
受付年月日	平成29年9月15日		平成29年9月29日		平成29年9月29日		
取組	取組内容	戦略推進点	取組内容	戦略推進点	取組内容	戦略推進点	
一般開放されたEV・PHV用充電設備の設置	充電設備の設置基数	基	2基	2点	1基	1点	
CNG(天然ガス)自動車やFCV(燃料電池自動車)等用の充填設備の設置	充填設備の設置基数	2基	2点	基	基		
再生可能エネルギーの活用	太陽光発電設備の導入 EMS(エネルギーマネジメントシステム)の導入 ソーラーカーポートなど、再生可能エネルギーの活用に資する取組	・太陽光発電設備(49.5kW)の導入 ・EMSの導入	2点	・太陽光発電設備(6.75kW)の導入 ・BEMSの導入	2点	・太陽光発電設備(16.572kW)の導入 ・BEMSの導入	2点
非常用電源設備としての蓄電池(再生品を含む)の設置	導入台数	基	2基	2点	2基	2点	
燃料電池自動車や燃料電池バス、燃料電池フォークリフトの導入	導入台数	2台	2点	台	台		
戦略推進点数合計	6点		6点		5点		
事務局審査結果	認定の可否	認定		認定		認定	
	申請事項の確認	事業所図面、充填設備・太陽光発電設備・EMSの写真、燃料電池自動車の車検証等により確認		事業所図面、充電設備・太陽光発電設備・BEMS・蓄電池等の写真などにより確認		事業所図面、充電設備・太陽光発電設備・BEMS・蓄電池等の写真などにより確認	